

岡山市移住支援金交付要綱

令和元年10月31日

局長 決 裁

令和2年3月27日

局長 決 裁

令和3年3月31日

局長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から本市に転入して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内で移住支援金を交付するものとする。

2 移住支援金の交付については、岡山県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年6月5日制定）及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令市を除く。）を除いた区域をいう。
- (2) 転入 本市に住所を定め、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (3) マッチングサイト 岡山県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、地域の企業の求人情報の提供を支援するため、岡山県が運営するインターネット上の求人特集ページをいう。
- (4) 中小企業等 岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人情報を掲載している法人（個人事業主を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、単身による申請の場合にあっては、(4)の要件を除くものとする。

(1) 転入の日の直前までの状況が次の全てに該当する者であること。

ア 10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京2

3区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ）をしていたこと。

イ 連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

ア 令和元年7月16日以降に本市に転入した者であること。ただし、起業支援金に係る交付決定を受けた者については、令和元年6月5日以降に本市に転入したことを要件とする。

イ 移住支援金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。

ウ 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

カ 本市税の滞納がないこと。

キ 岡山県知事又は市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(3) 就業に関する要件として、次のいずれかに該当すること。

ア 中小企業等に就職した場合、当該中小企業等との関係において次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う中小企業等であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。

(オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該中小企業等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 起業した場合、岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領（平成31年3月26日制定）に規定する起業支援金の交付決定を受けており、かつ申請日において当該交付決定の日から1年を経過していないこと。

(4) 世帯に関する要件（2人以上の世帯として申請する場合のみ）

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年7月16日以降に、本市に転入した者であること。ただし、申請者が起業支援金に係る交付決定を受けた者である場合にあっては、令和元年6月5日以降に本市に転入したことを要件とする。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請日において本市に転入後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額等)

第4条 移住支援金額は、次にあげるとおりとする。

- (1) 単身の世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円

2 この要綱による移住支援金の交付は、世帯を単位とし、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、岡山市移住支援金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書等の提示により本人確認できる書類
- (2) 第3条第1号の居住要件を満たすことを証する住民票の除票の写し又は居住要件が確認できる書類(2人以上の世帯として申請する場合にあっては、第3条第4号アの要件も確認できる書類)
- (3) 転入後の住民票の写し(2人以上の世帯として申請する場合にあっては、第3条第4号イの要件も確認できる書類)
- (4) 第3条第3号アの就職に係る就業証明書(様式第2号)又は起業支援金の交付決定通知書
- (5) 東京圏から雇用保険の被保険者として企業等に雇用されていた者として東京23区内に通勤していた場合にあっては、第3条第1号の通勤要件を満たす在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (6) 東京圏から法人経営者又は個人事業主として東京23区内に通勤していた場合にあっては、第3条第1号の通勤要件を満たす在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、申請が適当であると

認めるときは移住支援金の交付を決定し、岡山市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請が適当でないとき認めるときは、移住支援金の不交付を決定し、岡山市移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 第6条第1項の規定により移住支援金の交付決定を受けた申請者は、移住支援金を請求しようとするときは、岡山市移住支援金交付請求書（様式第5号）に、岡山市移住支援金交付決定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第8条 岡山県知事及び市長は、第1条第1項に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

2 前項規定により要請を受けた移住支援金の交付を受けた者は、これに協力しなければならない。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる場合に該当するときは、移住支援金の全額（（5）の場合は半額）の返還を、岡山市移住支援金返還命令書（様式第6号）により期限を定めて命ずるものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、岡山市長が認めた場合は、この限りでない。

- （1） 虚偽の申請等をした場合
- （2） 移住支援金の申請日から3年未満で岡山県外へ転出した場合
- （3） 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- （4） 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合
- （5） 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に岡山県外へ転出した場合

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市移住支援金交付要綱第3条第1号の規定は、この要綱の施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。